

発議案第12号

「緊急事態条項」創設ではなく、憲法を生かすことを求める意見書について

上記の発議案を別紙のとおり地方自治法第99条及び会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和2年6月9日

八千代市議会議長 木下映実様

提出者	八千代市議会議員	伊原忠
賛成者	八千代市議会議員	植田進
	同	堀口明子
	同	三田登
	同	飯川英樹

## 提案理由

国に対し、新型コロナウイルス感染症による危機の打開のために、「緊急事態条項」の創設ではなく、憲法を生かすことを強く求める。

これが、本案を提出する理由である。

## 「緊急事態条項」創設ではなく、憲法を生かすことを求める意見書

新型コロナウイルスの感染が広がり国民の不安が高まっている中で、安倍晋三首相が「緊急事態条項」の検討も含めて、憲法審査会での「活発な議論」を呼びかけたことは重大である。これまでも自民党内では、憲法第9条への自衛隊明記とともに、憲法に「緊急事態条項」を創設することも改憲の大きな柱として据えてきたものである。

「緊急事態条項」の創設とは、「戦争・内乱・恐慌・大災害などの非常事態において、通常の立憲的な法秩序（権力分立と人権保障）を一時停止して緊急措置を取る権限を政府が行使すること」とされており、「内閣に権限が集中し、国民の人権と民主主義の機能を停止させる危険がある」と強く批判されてきたものである。

かつてドイツでは、ワイマール憲法第48条「大統領非常権限」が乱発され、ナチス・ヒトラーの独裁政治を許すことに結びついた。「戦争の惨禍」を経た日本は、「政府の行為によって」二度と起こることがないように、憲法で「これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する」と明記しているところである。

新型コロナウイルスの感染拡大を防止するために政府がやるべきことは、「PCR検査体制強化と医療提供体制強化への財政支出を」、「外出自粛要請や休業要請と一体での補償を」との要望に「緊急」に応えることである。それらは、憲法第25条第2項に「国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」と、第29条第3項に「私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる」と定められている憲法上の当然の権利である。

よって、本市議会は国に対し、新型コロナウイルス感染症による危機の打開のために、「緊急事態条項」の創設ではなく、憲法を生かすことを強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年6月16日

八千代市議会

提出先

衆議院議長様

参議院議長様

内閣総理大臣様